

令和3年歯科医師国家試験の実施方法について

- 令和3年の歯科医師国家試験の実施については、新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで、実施要綱の通り実施する。
- 緊急事態宣言が発令されている場合であっても、不要不急には該当しないことから、試験を実施する。
- 受験者間の間隔を1m以上確保する。
- 会場入口（原則施設外）にてサーモグラフィカメラによる検温を実施し、37.5度以上の者は再度接触型体温計により検温し、37.5度以上あった場合※は、迅速抗原検査を実施。陽性反応が出た場合は、オンラインで医師が診察を行い、新型コロナウイルス感染症の診断がされた場合は受験を認めない。それ以外の場合は、別室で受験させる。
※37.5度以上の発熱がない場合においても、咳等の症状を認めた受験者は同様の取扱とする。
- 濃厚接触者※であっても、試験当日に無症状である等の条件を満たせば、別室での受験を認める。
※過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した者を含む。
- 試験当日の体調不良等により受験できなかった者については、これまでと同様に追加試験は行わない。
- 試験当日に、新型コロナウイルス感染症の診断がされていることを理由に、受験ができなかった受験者については、試験日前後2週間における診断書等の提出により確認のうえ、受験手数料を返還する。